

平成 27 年 4 月 21 日

## P F I の推進に関する行政評価・監視 〈結果に基づく勧告〉

総務省では、P F I 事業を推進する観点から、公共施設等に係る個別の制度の運用状況、国による支援及び情報提供の実施状況等を調査し、その結果を取りまとめ、必要な改善措置について勧告することとしましたので、公表します。

### 【本件連絡先】

総務省行政評価局

復興、国土交通担当評価監視官室

担 当：安武、佐藤

電話（直通）：03-5253-5455

F A X：03-5253-5457

E - m a i l：https://www.soumu.go.jp/hyouka/i-hyouka-form.html

※ 結果報告書等は、総務省ホームページに掲載しています。

[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/hyouka/hyouka\\_kansi\\_n/ketsuka\\_nendo/h27.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/hyouka_kansi_n/ketsuka_nendo/h27.html)

# P F I の推進に関する行政評価・監視の結果に基づく勧告（概要）

（ 勧告日：平成27年4月21日  
勧告先：内閣府、文部科学省、  
環境省 ）

## 背景等

- ・国は、平成11年にPFI法を制定、平成25年6月にアクションプランを策定し、PFI事業を推進  
（注）PFIとは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力・技術的能力を活用して行う手法
  - ・PFI事業の実績（平成25年度末）は440件。内訳は、国65、都道府県90、政令指定都市50、市区町村194、独立行政法人等41
- ⇒ PFI事業の推進状況、PFI事業を推進する上での課題を調査

※PFI法：民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律  
※アクションプラン：PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプラン

## P F I 推進の課題

## 調査の結果

## 主な勧告

1 P F I 事業環境の整備

### B O T 方式の P F I 事業における負担金等の交付

- ・ 公立学校施設整備に対する負担金等は、所有権移転時に要した買収費を対象、BOT方式の場合、交付時期は事業期間終了後（文部科学省）

### 業務の再委託の禁止

- ・ PFI事業における汚泥の収集・運搬業務の委託は、廃棄物処理法で禁止されている再委託に該当するおそれ（環境省）

施設整備に対する負担金等の交付に際しての課題整理、必要な取組検討（文部科学省）

再委託に該当しない要件の明確化、地方公共団体への周知（環境省）

2 P F I 事業に関する支援の効果的な実施

### 専門家派遣事業

- ・ 専門家派遣事業の実績は想定派遣件数の6割未満で推移（内閣府）

専門家派遣事業の見直し（内閣府）

3 P F I 事業の実施に資する情報の提供

### 情報提供

- ・ 適時・適切な情報の提供や更新が行われていないものあり（内閣府）

P F I 事業実施の参考となる情報の提供、更新（内閣府）

# 1 PFI 事業環境の整備



負担金等が減額又は交付されないおそれ

- 負担金等の算定期
- 負担金等の交付時期

## 調査結果

(結果報告書p36～p39)

### BOT方式のPFI事業における負担金等の交付

- ・ 文部科学省では、公立学校施設整備に対し、負担金及び交付金を交付。PFI事業の場合、i) 所有権移転時に要した買収費が交付対象、ii) 交付時期は所有権の地方公共団体への移転時
- ⇒ BOT方式で、所有権移転が無償の場合、負担金等が交付されない懸念。また、交付は所有権が地方公共団体へ移転される事業期間終了後

(結果報告書p41)

## 勧告

施設整備に対する負担金等の交付に際しての課題整理、必要な取組検討(文部科学省)

## 調査結果

(結果報告書p39～p41)

### 業務の再委託の禁止

(環境省)

- ・ PFI事業は、SPC(特別目的会社)の構成企業が個々の業務を実施
- ・ 浄化槽から発生する汚泥の収集・運搬業務については、廃棄物処理法で再委託を禁止
- ⇒ 浄化槽PFI事業では、公共とPFI事業契約を締結したSPCから構成企業への当該収集・運搬業務の委託は、禁止されている再委託に該当するおそれ

※ 当省の調査を契機として改善が図られた事項

(厚生労働省)

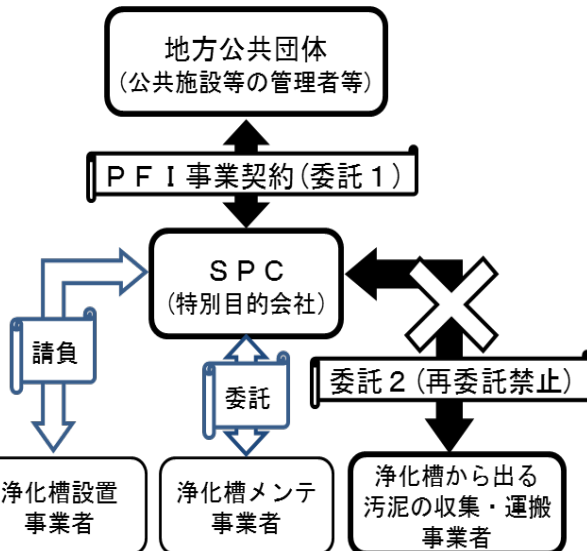
- ・ 病院、診療所等における日常的な清掃業務については、厚生労働省課長通知により、再委託を禁止

⇒ 当省の調査を契機として、実際に当該清掃業務を実施する構成企業をPFI事業契約に明記する等、再委託には当たらない取扱いについて、事務連絡を发出し、都道府県等へ周知(平成26年11月19日付け)

(結果報告書p41)

## 勧告

再委託に該当しない要件を明確にし、地方公共団体に周知(環境省)



## 2 PFI事業に関する支援の効果的な実施

### 調査結果

(結果報告書p53～p54)

#### 専門家派遣事業

- ・ 内閣府では、PFI事業の活用を支援するため、平成23年10月から、同府に登録されているコンサルタント等を、PFI事業を検討している地方公共団体に派遣
- ⇒ 平成25年度までの実績は、内閣府の想定派遣件数の6割未満、予算執行率は3割未満で推移
- ⇒ 調査した76地方公共団体のうち、専門家派遣事業の利用は6地方公共団体

### 勧告

(結果報告書p56)

専門家派遣事業の見直し  
(内閣府)

## 3 PFI事業の実施に資する情報提供

### 調査結果

(結果報告書p61～p67)

#### 情報提供

- ・ 内閣府は、PFI事業を実施する場合の参考となるように、各種ガイドライン、手引き等を作成し公表。また、PFI事業を実施する場合に必要な手続に関する事例を内閣府ホームページで提供
- ⇒ 平成23年のPFI法改正に未対応、実施方針等の事例は22年末までであるなど、更新が行われていないものあり
- ⇒ PFI事業が目標を超える成果を上げた場合にサービス対価を増額する旨(インセンティブ)あらかじめ定めておく事例に関する情報提供を求める意見あり

### 勧告

(結果報告書p67)

PFI事業実施に参考となる情報の提供。適時・適切な更新(内閣府)